

QKM(Quality Knowledge Meister) 利用規約

一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
QMS委員会

第1章 総則(1/2)

第1-1条(本規約)

1. このQKM (Quality Knowledge Meister) e-ラーニングサービス利用規約(以下『本規約』という)は、ホスティングサービス事業者が運営するサイト(以下『サイト』という)上で、一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会 QMS委員会(以下『CIAJ QMS委員会』という)が提供するQKM e-ラーニングサービス(以下『サービス』という)を、第2-1条に定める利用者(以下『利用者』という)が利用するに際しての一切に適用する。
2. 本規約は個人に適用するものとし、法人などに適用する規約は、CIAJ QMS委員会が別途これを定めることとする。

第1-2条(本規約の変更)

CIAJ QMS委員会は、利用者の了解を得ることなく、本規約を変更することがある。この場合、サービスの利用条件は、第1-3条の規定に従い利用者に通知することとする。

第1章 総則(2/2)

第1-3条(通知および同意の方法)

1. CIAJ QMS委員会から利用者への通知は、サイトからの電子メール、CIAJ QMS委員会からの電子メールまたはその他のCIAJ QMS委員会が適切と認められる方法により行われる。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合の電子メールアドレスは、利用者からの所定の手続きによる利用申し込み時に登録し、その後利用者が第2-6条の定めに従い変更の手続きを行う。

電子メールアドレス宛の発信をもって通知が完了したものとみなす。

3. CIAJ QMS委員会は利用者へ通知を行った場合、通知日より8日以内に利用者からの異議申し立てが無い限り、通知日をもって、利用者が同通知の内容に同意したものとみなす。

第2章 利用者(1/5)

第2-1条(利用者)

1. 利用者とは、第2-3条の定めに従いサービス利用を申し込み、CIAJ QMS委員会が承諾した者を言う。
利用者は、個人で申し込み利用する者(以下『利用者』という)のほか、代表者がサービスを利用する旨申し出た全ての者を含むものとする。
2. 利用者は、第2-3条に示す開始日から本規約の内容を承諾しているものとみなす。

第2-2条(利用の権利)

1. 利用者は、サイト上にあり、CIAJ QMS委員会がその利用を承諾した教材について、インターネットを通じて閲覧、学習することができる。
2. 利用者の有効期限は、第2-3条に示す開始日より起算し最大180日とする。
開始日は、第1-3条に定める方法により、利用者へ通知するものとする。

第2章 利用者(2/5)

第2-3条(利用の申込みおよび承諾および開始日)

1. サービス利用希望者(以下『利用希望者』という)は、CIAJ QMS委員会の所定の手続きに従って、利用希望者本人(複数ライセンス申し込みの場合はその代表者)がサービスの申し込みを行う。なお、利用希望者には、自ら利用を希望する者のほかに、代表者がサービスの利用を希望する旨を申し出た者を含むものとする。
2. 利用希望者が、前項に規定する利用申し込みを行った後、CIAJ QMS委員会は、利用希望者の利用申込みの審査を行うものとする。
CIAJ QMS委員会は、その内容を承諾した場合、利用希望者に対してユーザーIDおよびパスワードを電子メールによって通知する。
ユーザーIDおよびパスワードの通知日をもって、利用希望者は、本規約の定めに従い利用者たる資格を取得するものとし、その後、本規約の定めに従いサービスを利用できるものとする。
3. 開始日とは、利用者が学習を開始できる日付であり、ユーザーIDおよびパスワードの通知を行った日付とする。

第2章 利用者(3/5)

第2-4条(利用の停止)

CIAJ QMS委員会は、審査の結果、利用希望者が以下のいずれかに該当することが判明した場合、その者の利用を停止することがある。

- (1) 利用希望者が実在しない場合。
- (2) 過去に本規約違反等で除名処分を受けたことがある場合。
- (3) 利用申し込み時の記載内容に、虚偽の記載、誤記または記入漏れがあった場合。
- (4) 利用申し込みをした時点でサービスの受講料の支払いを怠っていること、または過去に支払いを怠った場合がある場合。(但し、法人の場合は、支払い手続きが確約されている場合はこの限りではない)
- (5) 利用希望者の指定した支払い口座につき、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
- (6) CIAJ QMS委員会が、その利用が適切でないと判断した場合。

第2章 利用者(4/5)

第2-5条(譲渡禁止等)

利用者は、利用者として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更などの行為を禁止することとする。

第2-6条(変更の届け出)

1. 利用者は、電子メールアドレス、住所、連絡先、その他CIAJ QMS委員会に届け出た内容に変更があった場合には、速やかにCIAJ QMS委員会に所定の方法で変更の届け出を行うものとする。
2. 前項届出が無かったことで利用者が不利益を被ったとしても、CIAJ QMS委員会は一切その責任を負わないものとする。

第2-7条(利用者からの解約)

利用者がサービスの利用を解約する場合は、所定の方法にてCIAJ QMS委員会に届け出るものとする。CIAJ QMS委員会は、既に受領した受講料の払い戻し等は一切行わない。

ただし、第2-3条によって定める開始日より起算して8日以内にサービスの利用を解約した場合、CIAJ QMS委員会は全額返金するものとする。

第2章 利用者(5/5)

第2-8条(設備等)

利用者は、サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用と責任において準備し、サービスが利用可能な状態に置くものとする。また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由してサービスに接続するものとする。

第3章 利用者の義務(1/4)

第3-1条(自己責任の原則)

1. 利用者は、自己のユーザーIDによりサービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず、責任を負うものとする。
2. 利用者は、サービスの利用に伴い、他者(国内外を問わず)から問合わせ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。
3. 利用者は、サービスの利用によりCIAJ QMS委員会または他者に対して損害を与えた場合(本規約上の義務を履行しないことによりCIAJ QMS委員会または他者が損害を被った場合を含む)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

第3章 利用者の義務(2/4)

第3-2条(ユーザーIDおよびパスワードの管理責任)

1. 利用者は、自己のユーザーIDおよびこれに対応するパスワードを条件としてサービスを利用する権利を、他者に使用させず、他者と共有あるいは他者に許諾しないととも、自己のユーザーIDおよびこれに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を持つものとする。
2. 利用者は、ユーザーIDおよびパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにCIAJ QMS委員会にその旨を、連絡するとともにCIAJ QMS委員会からの指示がある場合には、これに従うものとする。
3. CIAJ QMS委員会は、利用者のユーザーIDおよびこれに対応するパスワードが他者に使用されたことによって当該利用者が被る損害について、当該利用者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負わない。
4. 利用者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は、直ちにCIAJ QMS委員会に申し出るものとし、CIAJ QMS委員会の指示に従うものとする。また、当該ユーザーIDおよびこれに対応するパスワードによりなされたサービスの利用は当該利用者に限る。

第3章 利用者の義務(3/4)

第3-3条(私的利用範囲外の利用禁止)

1. 利用者は、CIAJ QMS委員会が承諾した場合を除き、サービスを通じて入手したいかなるデータ、情報、文書、ソフトウェアも著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできない。
2. 利用者は、前項に違反する行為を第三者にさせることはできない。

第3章 利用者の義務(4/4)

第3-4条(その他の禁止事項)

利用者は、サービス上で以下の行為を行わないものとする。

- (1) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (2) 情報を改ざん、消去する行為。
- (3) 他者になりすましてサービスを利用する行為。
- (4) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他者が受信可能な状態におく行為。
- (5) 他者の設備またはサービス用設備に無制限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為。
- (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為。

第4章 受講料

第4-1条(サービスの受講料ならびに決済方法)

サービスの受講料は, CIAJ QMS委員会が別途定めるとおりである。

支払いはCIAJ QMS委員会が定めた方法にて指定期日までに支払うものとする。

第5章 運営(1/4)

第5-1条(CIAJ QMS委員会によるユーザーIDの一時停止等)

1. CIAJ QMS委員会は, 以下のいずれかの場合は, 当該利用者の了承を得ることなく, 当該利用者に付与したユーザーIDの使用を停止することがある。

(1) 電話, FAX, 電子メール等による連絡がとれない場合。

(2) 利用者宛に発送した郵便物がCIAJ QMS委員会に返送された場合。

2. CIAJ QMS委員会が前項の措置をとったことで, 当該利用者がサービスを利用できず, これにより損害が発生したとしても, CIAJ QMS委員会は責任を負わない。

第5-2条(サービス内容の変更)

CIAJ QMS委員会は, 利用者への事前通知なくしてサービスの内容・名称を変更することがある。

第5章 運営(2/4)

第5-3条(サービスの一時的な中断)

1. CIAJ QMS委員会は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的にサービスを中断することがある。
 - (1) サービス用設備等の保守を定期的にまたは緊急に行う場合。
 - (2) 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合。
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供が出来なくなった場合。
 - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合。
 - (5) その他、運用上または技術上CIAJ QMS委員会がサービスの一時的な中断が必要と判断した場合。
2. CIAJ QMS委員会は、前項各号のいずれか、またはその他の事由によりサービスの提供の遅延または、中断等が発生したとしても、これに起因する利用者または他者が被った損害について一切責任を負わないものとする。

第5章 運営(3/4)

第5-4条(免責)

1. サービスの内容は、CIAJ QMS委員会がその時点で提供可能なものとする。CIAJ QMS委員会は、CIAJ QMS委員会が提供するデータ、他者が登録するデータ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任も負わない。
2. 本規約に定める条文の他、CIAJ QMS委員会はサービスの利用により発生した利用者の損害、およびサービスを利用できなかったことにより発生した利用者または他者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償責務を一切負わないものとする。

第5-5条(サービス提供の中止)

1. CIAJ QMS委員会は、第1-3条に定める方法により事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することがある。
2. 前項によるサービス提供の中止の場合、または、CIAJ QMS委員会もしくはサイトの責に帰すべき事由によりサービスを中止する場合、当該中止サービスの利用者についてCIAJ QMS委員会が別途定める合理的な基準により算定した不履行分に対して受講料を超えない範囲で受講者に対し返還するものとする。

第5章 運営(4/4)

第5-6条(本規約違反等への対処)

1. CIAJ QMS委員会は、利用者が本規約に違反した場合、当該利用者に対していずれかまたはこれらを組み合わせて処置を講じることがある。
 - (1) 本規約に違反する行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求する。
 - (2) 他者との間で、クレーム・請求等の解消のための協議を行うことを要求する。
 - (3) 事前に通知した上で、ユーザーIDの使用を一時停止とし、または除名処分とする。
(ただし、CIAJ QMS委員会が緊急を要すると判断したときは、事後に通知するものとする)
2. 前項の規定は、第3-1条に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではない。

第6章 教材(1/4)

第6-1条(教材利用の範囲)

1. 利用者は、本教材を利用者個人の学習を目的としてのみ使用するものとし、第三者へ開示してはならない。
2. 利用者は、本教材に関して第三者に対する再使用权の設定、頒布、販売、譲渡、貸与を行ってはならない。
3. 利用者は、本教材に関して全部または一部を基にした派生的制作物を作成してはならない。

第6-2条(教材の知的所有権の帰属)

教材に関する著作権およびその他の知的所有権は、CIAJ QMS委員会または各教材に表記されるものに帰属するものとし、日本、米国および他の法域の著作権法並びに国際条約の規定により保護されるものとする。

第6章 教材(2/4)

第6-3条(保証および免責)

1. CIAJ QMS委員会は、本教材の使用または取り扱いまたは使用設備に起因する次の各号の障害につき、一切の責任を負わないものとする。
 - (1) 使用利益の損失、逸失利益、データの喪失
 - (2) 派生的または結果的損失
2. 利用者が、サイトの動作保証していない環境において本教材を使用した場合、CIAJ QMS委員会は利用者に対して一切の責任を負わないものとする。

第6-4条(知的所有権の補償)

利用者に対して、本教材が日本で有効な第三者の特許、著作権またはその他の知的財産権を侵害しているというクレームまたは損害賠償請求などの請求が提起された場合、CIAJ QMS委員会は、当該請求についての一切の責めを負わないものとする。

第6章 教材(3/4)

第6-5条(個人情報)

1. CIAJ QMS委員会は、利用者の個人情報(以下『個人情報』という)を、別途定める方法に基づき、適切に取り扱うものとする。
2. CIAJ QMS委員会は、利用者の個人情報を、サービス提供以外の目的のために利用しないととも、第三者に開示、提供しないものとする。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - (1) 利用者に対し、CIAJ QMS委員会の業務提携先等の広報のための電子メール等を送付する場合
 - (2) 利用者から個人情報の利用に関する同意を求めるときの電子メールを送付する場合
 - (3) その他利用者の同意を得た場合
3. CIAJ QMS委員会は、利用者の個人情報属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下『統計資料』という)を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがある。

第6章 教材(4/4)

第6-6条(通信の秘密)

CIAJ QMS委員会は、電気通信事業法第4条に基づき、利用者の通信の秘密を守るものとする。

附則

本規約は、2014年5月26日から施行する。

本規約は、2014年5月29日から改定施行する。